

三沢空港第2駐車場管理規程

1 名称 三沢空港第2駐車場

所在地 青森県三沢市大字三沢字下夕沢83番228外3

位置図は別紙のとおり

2 駐車場管理者

(1) 所在地 青森県三沢市幸町2丁目1-1(三沢市商工会内)

(2) 名称 三沢空港利用促進期成会

(3) 電話 0176-53-2175

(4) 代表者 三沢空港利用促進期成会 会長

第1章 総則

(通則)

第1条 三沢空港第2駐車場(以下「駐車場」という。)は、三沢空港の利用者及び関係者の駐車のための利用に供することを目的として三沢空港利用促進期成会(以下「管理者」という。)が管理運営するものであり、その利用に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承知の上、駐車場を利用するものとする。

第2章 利用

(入出場時間)

第3条 駐車場の入出場時間は、原則として毎日午前7時から午後9時までとする。

(利用期間)

第4条 利用者は、同一車両を引き続き30日以上駐車してはならない。ただし、利用者が事前に届け出た場合は、この限りではない。

(営業休止等)

第5条 駐車場管理者は、次に掲げる場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

(1) 天災、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊その他これらに準ずる事

故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合

- (2) 保安上営業の継続が適当でないとして認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (4) その他管理者等がやむを得ない事由があると認めた場合

(駐車できない場合及び**駐車禁止車両**)

第6条 次に掲げる場合又は次に掲げる車両は、駐車場に駐車することができない。

- (1) 駐車場が満車の場合
- (2) 積載物又は取付物を含めて長さ6.0m、幅3.0mを超える車両(自動二輪を含む。以下同じ。)、但し、利用者が事前に管理者に届出をし、**駐車位置の調整が可能な場合はこの限りではない。**
- (3) 駐車場の施設、器物、他の車両又はその積載物若しくは取付物を損傷したり、又は汚すおそれがある車両
- (4) 引火物、爆発物その他の**危険物を積載し**、又は取り付けている車両
- (5) 著しい騒音又は臭気を発する車両
- (6) **非衛生的なものを積載し**、若しくは取り付け、又は液汁を出し、若しくはこぼすおそれがある車両
- (7) その他駐車場の管理上支障がある車両

(駐車場の入出等)

第7条 利用者は、指定の駐車場入口から入場しなければならない。

2 利用者は、入場後駐車枠内又は管理者等の指示した場所に駐車しなければならない。

3 利用者は、指定の駐車場出口から出場しなければならない。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に際しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識の表示又は管理者等の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるもののほか、利用者は、駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ又は吸殻等のごみを捨てないこと。
- (3) 他の利用者の駐車位置等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 駐車場内において宿泊しないこと。
- (5) 駐車場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与え、又は事故が発生したときは直ちに管理者に届け出ること。
- (6) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (7) 駐車場内では営業、演説、宣伝、募金又は署名運動等の第1条の目的に反する行為はしないこと。
- (8) その他駐車場の管理運営の支障となる行為又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(事故に対する措置)

第11条 管理者は、駐車場において事故が発生し、又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金

(一般利用者の駐車料金)

第12条 利用者の利用料は、**無料**とする。

第4章 駐車禁止車両に対する措置

(駐車禁止車両に対する措置)

第13条 第6条の規定により駐車を禁止した車両が場内に駐車した場合、管理者は、当該車両の撤去を促すために当該車両に警告書をはり付けることができる。

第5章 引取りのない車両の措置

(調査等)

第14条 管理者は、利用者が第4条に規定する**期間を超えて駐車している車両(以下これらを「放置自動車」という。)**がある場合は、放置自動車の状況、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)その他の事項を調査するとともに、**放置自動車の撤去を促すために放置自動車に警告書をはり付けることができる。**

- 2 管理者は、放置自動車があるときは、三沢警察署にその旨を通報するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。
 - (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあつては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。
 - (2) 道路運送車両法第73条第1項の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあつては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読みとれないこと。
 - (3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所有者等が判明しないこと。
- 4 第1項及び前項の規定による調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(放置自動車の移動及び保管等)

- 第15条 管理者は、管理上支障が生じるおそれがあると認めるときは、**放置自動車を移動し、保管する**ことができる。
- 2 管理者は、前項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合は、当該放置自動車の所有者等に対し、その旨を通知するものとする。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合(所有者等の住所又は居所が判明しない場合及び所有者等が死亡している場合を含む。以下同じ。)は、駐車場における掲示の方法により、その旨を示すものとする。

(引取りの請求)

- 第16条 管理者は、第14条第1項及び第3項の規定による調査により放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、通知又は駐車場における掲示の方法により、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを請求することができる。この場合において、管理者は指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記するものとする。
- 2 管理者は、前項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生

じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責めを負わない。

(車両の処分)

第17条 管理者は、第14条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、駐車場の管理上の支障が生じているときは、次に掲げる事項を駐車場に掲示するものとする。

- (1) 警告書をはり付けた日
- (2) 放置されている場所(第5条の規定により保管している場合にあっては、放置されていた場所及び保管している場所)
- (3) 車名、塗色又は自動車登録番号
- (4) 放置物件に係る表示
- (5) 掲示後の取扱い

2 管理者は、前項の規定により掲示をした日の翌日から起算して6月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。この場合において、放置物件があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。

(費用の請求)

第18条 管理者は、第15条第1項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は前条の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

第5章 損害賠償等

(損害賠償等)

第19条 利用者は、駐車場の利用に伴い、駐車場の施設又は設備を破損した場合若しくは管理者に損害を負わせた場合は、これを賠償しなければならない。ただし、天災、その他利用者の責めに帰すことのできない事由によるときは、この限りでない。

2 駐車場内での自動車に関する損傷、盗難、火災等による損害及び利用者が第三者に与えた損害については、管理者はその損害の責めを負わないものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第20条 この規程に定めのない事項については、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。但し、施行日において既に駐車場を利用している者にも適用する。